

新型コロナウイルス感染拡大防止 職場環境整備事業費補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために
職場環境の整備を行う県内中小企業を支援します！

補助対象者

秋田県内に事務所、事業所を有する中小企業者等
(※農林漁業、金融保険業、医療業、社会福祉・介護事業、風俗営業等、一部の業種は対象外です)

補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした職場環境の整備のための設備導入や工事等

※なお、施設の改修や設備の整備に当たっては「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」(<https://corona.go.jp/>)を踏まえた事業となるよう、ご注意ください。

《対象事業例》

- ・高効率な換気設備の導入
- ・受付等への飛沫防止パネル、パーテーションの設置
- ・密を避けるための工場やオフィス等のレイアウトの見直し
- ・衛生環境改善のためのトイレや更衣室の改修
- ・休校、休園中の子供を連れて出勤するためのキッズスペースの整備 等

補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費
(建物付属設備、機械装置・備品、消耗品費、修繕費 等)
※詳細は裏ページをご覧ください。

補助率・補助限度額・補助対象期間

補助率 4/5
補助限度額 下限50万円～上限500万円
補助対象期間 令和2年4月1日～令和3年2月28日
※期間内に支払いを完了し、実績報告を県に提出する必要があります。

募集期間

令和2年10月8日(木)～令和3年2月15日(月) ※予算が無くなり次第、終了します。

申請の方法

下記URLから申請様式をダウンロードのうえ、下記申請先までご提出ください。
申請される際は、「新型コロナウイルス感染拡大防止職場環境整備事業実施要領」及び「事務処理の手引き」を十分にご確認ください。

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/52665>

申請先

〒010-8570 秋田県秋田市山王三丁目1-1
秋田県産業労働部地域産業振興課 ものづくり振興班
※封筒に『新型コロナウイルス感染拡大防止職場環境整備事業 申請書 在中』と記入してください。

《お問い合わせ先》

秋田県産業労働部地域産業振興課ものづくり振興班
TEL 018-860-2241 E-mail induprom@pref.akita.lg.jp

※補助対象経費

経費区分	主な内容（例）	備考
建物付属設備	・電気設備（照明設備を含む。）、給排水設備、換気機能のある冷暖房・空調設備、可動間仕切り、自動ドア 等	可動間仕切りは建物や備品に仕訳られるものを含む。
機械装置、工具・器具及び備品	・工具・器具及び備品 等（自動検温装置、ウイルス除去・不活性化機能のある空気清浄機等） ・購入のほか、借上、リース、割賦販売による購入も対象とする。ただし、補助対象経費に含めるものは、購入経費、賃借料、リース料のうち事業実施期間内に支払ったもののみとする。	車両等については対象外。
消耗品費、図書費	・使用期間が1年未満又は取得価額が1万円未満のもの。 ・飛沫感染防止パネル、自動手指消毒器、消毒用アルコール噴霧器、カーテン、書籍 等	合計額は補助対象経費の10%を上限とします。消耗品費、図書費のみの申請はできません。
修繕費	・建物属設備、機械装置、工具・器具及び備品等の改修費（壁紙やフローリングの張り替え等建物に対する修繕工事や内装工事を含む）	
その他	・知事が必要かつ適当と認めるもの	
<p>【留意事項】</p> <p>(1) 次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料、賃金（人件費）、旅費 ・振込手数料 ・令和2年4月1日より前に発注、購入、設置、契約等を実施したもの ・飲食代、交際費、事務経費、その他経常的経費、事業実施に必要と認められない経費 ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社等）、代表者の親族との取引であるもの ・汎用性があり、目的外使用として他業務においても利用可能な物品購入に係る経費（パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機等） ・他者の所有に属する財産の取得費、及び修繕費等 <p>(2) 機械装置等の取得に係る中古品の取扱い</p> <p>① 補助対象経費は、取得先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格とし、取得に際し必要な修理、改良等を加えている場合は、補助対象経費に加算してよい。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正な価格であることが明らかな場合に限り対象とする。</p> <p>② ①の規定にかかわらず、古物商等から中古の機械装置等を取得する場合には、取得価格を補助対象経費とする。</p>		